



平成 21 年 12 月 1 日

各 位

会社名 株式会社角川グループホールディングス  
代表者名 代表取締役社長兼 COO 佐藤 辰男  
(コード番号 9477 東証第一部)  
問合せ先 財務統括室 専任マネジャー 松原 眞 樹  
IR・広報室  
(TEL 03-3238-8412)

## 2014 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 12 月 1 日開催の当社取締役会において、2014 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記の通りお知らせいたします。

### 【本新株予約権付社債発行の背景：当社の経営戦略】

当社グループは、「メガコンテンツ・プロバイダー」を目指し、出版事業と映像事業を中心としたコンテンツ・プロデュース、及びクロスメディア事業によるコンテンツのマルチウィンドウ展開、この 3 つの事業を柱とした「総合メディアグループ」としての事業基盤を拡充してゆくとともに、日本のコンテンツビジネスの振興に努めております。

出版事業・映像事業では、マルチウィンドウ展開の源泉となる優れたコンテンツを持続的に創出し、商品ラインナップの幅を広げると共に、コンテンツの多角活用（ワンソース・マルチユース）により、付加価値を極大化することに注力しております。

また、放送・通信市場においては、2011年に地上デジタル放送への完全移行が実施され、高速かつ大容量のコンテンツ配信が可能となる環境が整う見込みであります。このような環境の下、クロスメディア事業では、出版・映像事業で生まれたコンテンツをデジタル化し、紙媒体に留まらずインターネットやモバイルサイト等の様々なウィンドウで展開すべく、情報発信力や広告媒体力を強化しております。更には将来的な新技術への対応をも視野に入れた投資を継続的に行ってまいります。

加えて、有望な市場と期待できる中国市場における本格的な事業展開を睨みながら、海外事業の拡大を進めております。

上記「総合メディアグループ」の更なる基盤確立のためには、出版事業・映像事業における優れたコンテンツの創出力を高め、クロスメディア事業における展開力を更に強化していくことが必要となります。このような施策を進めていく上で、長期安定的な資金の確保が重要であるとの判断から、本新株予約権付社債発行による資金調達を決定致しました。

### 【本新株予約権付社債を発行するにあたっての当社の狙い】

本新株予約権付社債は、金利コストの低減を図りながら、時価を上回る転換価額を設定することで、発行後の希薄化を抑制することが可能となっております。加えて、新株予約権の権利行使時期が分散されることによる株価への影響の低減が期待できます。また、本新株予約権には転換価額下方修正オプションが付与されております。当社が、将来の事業環境の変化や財務体質の状況に応じて同オプションを行使することにより、転換促進を図ることができるスキームとなっております。

ご注意：この文書は、当社が 2014 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。

【調達資金の使途】

本資金調達による発行手取金（グリーンシュール・オプションを含む）は、設備投資資金に27.8億円、映像事業、クロスメディア事業及びゲーム事業におけるコンテンツの製作・デジタル化投資資金に50億円、中国市場における事業展開への戦略的投資資金に5億円、残額を借入金返済に充当する予定であります。

なお、上記設備投資資金の内容は以下の通りです。

会社名	所在地	事業の種類 別セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調 達方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
角川映画(株)	東京都 調布市	映像事業	スタジオ設備	2,780	—	本資金調達 による発行 手取金	平成 22 年 1 月	平成 23 年 7 月	ポストプロダ クション設備 の追加

(注)上記金額には、消費税等は含んでおりません。

記

1. 社 債 の 名 称 株式会社角川グループホールディングス 2014 年満期円貨建転換社債型新株  
予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分を「本  
社債」といい、新株予約権部分を「本新株予約権」という。）
2. 本 社 債 の 払 込 金 額 本社債の額面金額の 100%
3. 本 新 株 予 約 権 と 引 換 え に 本 新 株 予 約 権 と 引 換 え に 金 銭 の 払 込 み を 要 し な い こ と と す る 。  
払 い 込 む 金 銭
4. 本 新 株 予 約 権 の 割 当 日 及 び 本 2009 年 12 月 18 日  
社 債 の 払 込 期 日 （ 発 行 日 ）
5. 募 集 に 関 す る 事 項  
(1) 募 集 の 方 法 主幹事引受会社である Daiwa Securities SMBC Europe Limited, London, Geneva  
Branch（以下「Daiwa Securities SMBC Europe」という。）及びその他の買取引  
受人（以下「買取引受人」と総称する。）の総額買取引受によるスイス連邦を  
中心とする海外市場（但し、アメリカ合衆国を除く。）における募集。但し、  
買付けの申込みは条件決定日の翌日午前 8 時（日本時間）までに行われるも  
のとする。なお、当社は、Daiwa Securities SMBC Europe に対し、2009 年 12  
月 8 日正午（ジュネーブ時間）までに当社に通知することにより、本社債の  
額面金額合計額 10 億円を上限として追加的に本新株予約権付社債を買い取る権  
利を付与する。  
(2) 本新株予約権付社債の募 本社債の額面金額の 102.5%  
集 価 格 （ 発 行 価 格 ）
6. 本 新 株 予 約 権 に 関 す る 事 項  
(1) 本 新 株 予 約 権 の 目 的 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使により当社  
である 株 式 の 種 類 が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式  
及 び 数 を 移 転 （ 以 下 、 当 社 普 通 株 式 の 発 行 又 は 移 転 を 当 社 普 通 株 式 の 「 交 付 」 と い う 。 ）  
する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記 6. (3) 記載の転換  
価額で除した数とする。但し、本新株予約権の行使により生じる 1 株未満の  
端数は切り捨て、現金による調整は行わない。  
(2) 本 新 株 予 約 権 の 総 数 各本社債に付する本新株予約権の数は 1 個とし、2,000 個及び上記 5. (1) 記載の  
Daiwa Securities SMBC Europe の権利の行使により追加的に発行される本新株予

ご注意：この文書は、当社が 2014 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。

約権付社債に係る本社債の額面金額合計額を5,000,000円で除した個数の合計数を発行する。

(3) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

- ① 本新株予約権の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、当該本社債額面金額と同額とする。
- ② 転換価額は、当初、平成21年12月1日に、当社の代表取締役が当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、平成21年12月1日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）に1.0を乗じた額を下回ってはならない。
- ③ 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で新たに当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数（但し、当社の保有する自己株式数を除く。）をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割（無償割当を含む。）又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合にも適宜調整される。但し、当社のストック・オプション・プランその他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には調整は行われぬ。

- ④ 2012年12月4日（日本時間、以下「決定日」という。）まで（同日を含む。）の15連続取引日の終値の平均値（但し、1円未満の端数は切り上げる。）が、当該決定日において有効な転換価額を1円以上下回る場合、転換価額は、2012年12月18日（日本時間、以下「修正日」という。）以降、上記の方法で算出された額（終値の平均値）に修正される（但し、決定日（同日を含まない。）から修正日（同日を含む。）までの期間に上記③に従ってなされた調整に従う。）。但し、算出の結果、当該終値の平均値が決定日に有効な転換価額の80%未満となる場合、転換価額は決定日に有効な転換価額の80%に当たる金額（但し、1円未満の端数は切り上げる。）とする。上記に加えて、2013年12月18日以降、当社の選択する日（日本時間、以下「特別決定日」という。）（同日を含む。）までの15連続取引日の終値の平均値の95%（1円未満の端数は切り上げる。）（以下「修正基準株価」という。）が、特別決定日に有効な転換価額を1円以上下回る場合、当社は、その裁量により、2013年12月18日から2014年6月17日において、転換価額を1株当たりの修正基準株価に下方修正することができる（但し、特別決定日（同日を含まない。）から下記に定義される特別修正日（同日を含む。）までの期間に上記③に従ってなされた調整に従う。）。かかる修正は、特別決定日後14日目の日（以下「特別修正日」という。）に効力を生

ご注意：この文書は、当社が2014年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。

じるものとする。但し、算出の結果、当該修正基準株価が特別決定日に有効な転換価額の 80%未満となる場合、転換価額は特別決定日に有効な転換価額の 80%に当たる金額(但し、1 円未満の端数は切り上げる。)とする。また、本段落の規定に従った転換価額の修正は 1 度しか行われな  
ないものとする。

(4) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 本新株予約権を行使することができる期間

2010 年 1 月 4 日から 2014 年 12 月 4 日の銀行営業終了時(いずれもロンドン時間)までとする。但し、本社債が下記 7(4)②乃至⑤記載の規定に従い繰上償還される場合は、当該償還日の 5 営業日前の日の銀行営業終了時(ロンドン時間)まで、また、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合は、期限の利益喪失時点までとする。上記いずれの場合も、2014 年 12 月 4 日より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、法令又は当社の定款の作用によるとを問わず株主確定日(以下に定義する。)が指定された場合、当該本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日(以下「行使日」という。)と株主確定日との間の期間が、東京における 4 営業日(当該 4 営業日の計算においては両日(行使日及び株主確定日)を計算に含めるものとする。)に満たない場合、当該行使日及び株主確定日が当該 4 営業日に満たない間は、当該本新株予約権の行使はできない。

「株主確定日」とは、社債、株式等の振替に関する法律(平成 13 年法律第 75 号)第 151 条第 1 項に関連して株主を確定するために定められた日をいう。

(6) その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(7) 本新株予約権の行使請求受付場所

Sumitomo Mitsui Banking Corporation Europe Limited, London の所定の営業所において受け付ける。

(8) 組織再編等が生じた場合の承継会社等による新株予約権の交付

(イ) 当社が組織再編等(下記 7(4)③に定義する。)を行う場合には、本新株予約権付社債が当該組織再編等効力発生日より前に償還されていない限り、当社は、承継会社等(以下に定義する。)をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を引き受けさせ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるものとする。かかる場合、当社は、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

「組織再編等効力発生日」とは、各組織再編等において予定されるその効力発生日をいう。

(ロ) 上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

① 交付される承継会社等の新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

ご注意：この文書は、当社が 2014 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。

- ② 承継会社等の新株予約権の目的である株式の種類  
承継会社等の普通株式とする。
- ③ 承継会社等の新株予約権の目的である株式の数  
当該組織再編等の条件等及び下記を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定する。なお、転換価額は上記 6. (3)③及び④と同様の調整及び修正に服する。
- (i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付される場合は、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。
- (ii) 上記(i)の場合以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。
- ④ 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額  
承継会社等の新株予約権の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、本社債の額面金額と同額とする。
- ⑤ 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間  
当該組織再編等の効力発生日又は上記(イ)に基づき承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、上記 6. (5)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ⑥ 承継会社等の新株予約権の行使の条件  
承継会社等の新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ⑦ 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑧ 組織再編等の際の新株予約権の行使  
承継会社等について組織再編等が行われた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取扱いを行う。
- ⑨ その他  
承継会社等の新株予約権の行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継

ご注意：この文書は、当社が 2014 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。

された本社債と分離して譲渡できない。

## 7. 本社債に関する事項

- (1) 本社債の総額 100億円及び上記5.(1)記載の Daiwa Securities SMBC Europe に付与された権利の行使により追加的に発行される本新株予約権付社債に係る本社債額面金額合計額との合計額
- (2) 各本社債の額面金額 5,000,000円
- (3) 本社債の利息支払の方法及び期限
- ① 本社債の利率並びに利息支払の方法及び期限
- (i) 本社債の利率  
本社債の額面金額に対して年率1.0%とする。
- (ii) 利息支払の方法及び期限  
本社債の利息は、払込期日(同日を除く。)から償還期日(同日を含む。)までこれをつけ、2010年3月31日を第1回の利息支払期日としてその日(同日を含む。)までの分を支払い、その後毎年3月31日及び9月30日にその日(同日を含む。)までの前半箇年分を支払い、2014年12月18日の最終の支払いについては2014年9月30日(同日を除く。)から2014年12月18日(同日を含む。)までの分を支払う。
- (iii) 上記支払いのために各本社債には利札を付す。
- (iv) 償還期日以降は利息を付さない(1円未満の端数は四捨五入する。)
- (v) 利息は、1年を360日、1ヶ月を30日として計算される。
- (vi) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる場合には、その翌銀行営業日までこれを繰り延ばす。
- ② 利息の支払場所  
下記(8)記載の社債償還金支払場所と同じ。
- (4) 償還の方法及び期限
- ① 満期償還  
2014年12月18日に、本社債額面金額の100%で償還する。
- ② 税制変更による繰上償還  
当社は、本社債に関する支払に関し下記7.(7)①により追加金支払義務が発生したこと又は発生することを Daiwa Securities SMBC Europe に了解させた場合は、本新株予約権付社債の所持人に対して30日以上60日以内の事前の通知(以下「税制変更償還通知」という。)をした上、残存する本社債の全部(一部は不可)を2009年12月19日以降、本社債額面金額の100%に繰上償還日までの経過利息を付して、償還することができる。上記にかかわらず、当社が税制変更償還通知をした場合であって、かかる税制変更償還通知がされた時点において、残存する本社債の額面金額が発行時の本社債の額面総額の10%以上である場合、本社債の各所持人は、当該本社債権者の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有し、また、当該税制変更償還通知にはその旨を記載するものとする。この場合、当社は本社債に関する支払期日後の当該本社債に関する支払につき下記7.(7)①記載の追加金の支払義務を負わず、当該本社債に関する支払期日後の当該本社債に関する支払は下記7.(7)①記載の公租公課を源泉徴収又は控除した上でなされる。当該本新株予約権付社債の所持人の権利は、当社に対して上記繰上償還日の20日前までに書面で通知することにより、行使されるものとする。
- ③ 組織再編等による繰上償還
- (i) 合併事由(以下に定義する。)(本新株予約権に代わる新たな新株予約

ご注意：この文書は、当社が2014年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。

権が本社債権者に付与されないもの。)の提案がされた場合、(ii)持株会社化事由(以下に定義する。)(本社債に基づく当社の債務が承継会社等に移転又は承継されることが提案されないものに限る。)の提案がされた場合、(iii)組織再編等(以下に定義する。)(承継会社等により、本社債権者に対し、本新株予約権の代わりに新たな新株予約権が付与されるもの。)が、本新株予約権に相当するものとして本新株予約権行使要領に定める内容で提案されない場合、又は(iv)当社が、当該組織再編等の発生日又はその前に、承継会社の普通株式が当該組織再編等効力発生日において上場予定であること若しくは引き続き上場されていることを当社がその時点において想定していない旨をその理由と共に記載し代表取締役が署名した証明書を幹事会社に対して送付している場合、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して、繰上償還日から東京における30日以上前に通知した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、以下の償還金額に繰上償還日までの経過利息及び下記7.(7)①に基づく追加金(もしあれば)を付して繰上償還するものとする。但し、かかる償還は、発行会社の株主総会(又は、株主総会での承認を要しない場合には発行会社の取締役会)による当該組織再編等の承認を条件とするものとする。

上記償還に適用される償還金額は、上記6.(3)②記載の転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向等を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、償還日及び本新株予約権付社債のバリエーションに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債額面金額の100%とし、最高額は本社債額面金額の130%とする。かかる方式の詳細は、当社代表取締役が、当社取締役会の授権に基づき、上記6.(3)②記載の転換価額の決定と同時に決定する。

「組織再編等」とは、当社の株主総会(株主総会が不要な場合は、取締役会)における、(i)当社と他の会社の合併(新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。「合併事由」という。)、(ii)会社分割(新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。)、(iii)株式交換若しくは株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。「持株会社化事由」という。)又は(iv)日本法に定められたその他の組織再編行為(本新株予約権付社債に基づく当社の義務が他の会社に移転又は承継されるものに限る。)の承認決議の採択を総称していう。

#### ④ 上場廃止等による繰上償還

(i)金融商品取引法に従って当社以外の者(以下「公開買付者」という。)により、当社普通株式の公開買付けが行われ、(ii)当社が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(iii)当社又は公開買付者が、公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した結果、当社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書等で公表又は容認し(但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も、当社が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。)、かつ、(iv)公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式

ご注意：この文書は、当社が2014年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。

を取得した場合には、当社は、当該公開買付けによる当社普通株式の決済開始日から14日以内に本新株予約権付社債の所持人に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を上記③記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額（その最低額は本社債額面金額の100%とし、最高額は本社債額面金額の130%とする。）に繰上償還日までの経過利息及び下記(7)①に基づく追加金（もしあれば）を付して繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等を行う予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合には、当社の償還義務に関する本④の規定は適用されない。但し、かかる組織再編等が当該決済開始日から60日以内に生じなかった場合には、当社は、当該60日間の最終日から14日以内に本新株予約権付社債の所持人に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上記償還金額に繰上償還日までの経過利息及び下記(7)①に基づく追加金（もしあれば）を付して繰上償還する。

⑤ クリーンアップコール条項による繰上償還

当社は、下記通知日における元本残高が、当初発行された本社債額面金額合計額の10%未満になった場合、本新株予約権付社債の所持人に対して30日以上60日以内の事前の通知をすることにより、2009年12月19日以降2014年12月17日までの期間中、残存する本社債の全部（一部は不可）を本社債額面金額の100%に繰上償還日までの経過利息を付して繰上償還することができる。

⑥ 買入消却

当社ないし当社の子会社は、スイス中央銀行の規制に従って、いつでもいかなる価額でも本新株予約権付社債を買取引受人を介して買い入れ、買い入れた本新株予約権付社債をDaiwa Securities SMBC Europeに引き渡して消却することができる。かかる場合、Daiwa Securities SMBC Europeは直ちにそれらの本新株予約権付社債を消却しなければならない。

⑦ 債務不履行等による強制償還

本社債に関する支払義務の不履行その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が発生し、Daiwa Securities SMBC Europeが残存する本社債の期限の利益喪失を当社に通知した場合、当該通知受領より15日以内に当該事由を治癒し、又はその他本新株予約権付社債の要項に定める一定の措置をとらない限り、当社は残存する本社債の全部を本社債額面金額の100%で償還しなければならない。

(5) 本新株予約権付社債券の様式

本新株予約権付社債の券面は、額面金額5,000,000円の各本社債と各本新株予約権1個を表章する無記名式の新株予約権付社債券（以下「本新株予約権付社債券」という。）とする。本新株予約権付社債の所持人は、本新株予約権付社債券について、記名式とすることを請求することはできないものとする。

(6) 本社債の担保又は保証

なし。

(7) 特約

① 追加金の支払

本社債に関する支払につき、日本国又は日本国内のその他の課税権者によ

ご注意：この文書は、当社が2014年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。



り課せられる現在又は将来の公租公課を源泉徴収又は控除すべきことを法により要求される場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合を除き、当社は、一定の日本国非居住者又は外国法人である本新株予約権付社債の所持人に対し、当該源泉徴収後の支払額が当該源泉徴収がなければ支払われたであろう額と等しくなるように追加金を支払う。

② 担保設定制限

本新株予約権付社債が残存する限り、当社は、現在又は将来の外債（以下に定義される。）又は外債に係る保証、補償その他類似の債務につき、その所持人のために当社の現在又は将来の資産又は収入に質権、抵当権その他の担保を設定しない。但し、当該担保の利益が同時に本新株予約権付社債にも同等に比率で及ぶ場合、又は Daiwa Securities SMBC Europe が十分と認めるか若しくは本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認された担保若しくは保証が本新株予約権付社債の所持人のために提供される場合は、この限りではない。

上記における「外債」とは、当社が発行する債券、ノート又はディベンチャーにより表章される債務（日本法上の社債に該当し、償還期間が1年を超えるものをいう。）のうち、(i) 日本以外の通貨円建てのもの、又は(ii) 日本円建てで、当初、その元本総額の過半が、当社により又は当社の承認を得て日本国外で募集若しくは販売されるものであり、かつ、(i)及び(ii)のいずれの場合においても、日本国外の証券市場、店頭市場又はその他の類似の証券市場において、当面の間、取引相場があり、上場され若しくは通常取引がされているもの又はそれが予定されているものをいう。

(8) 本 社 債 の 償 還 金 Daiwa Securities SMBC Europe の所定の営業所において支払う。

支 払 場 所

8. 上 場 該当事項なし。
9. 安 定 操 作 取 引 該当事項なし。
10. その他本新株予約権付社債発行に関する必要事項は、当社代表取締役が決定する他、買取契約書に定めるところによる。

以 上

ご注意：この文書は、当社が2014年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。

(ご参考)

1. 調達資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

本資金調達による発行手取金（グリーンシュール・オプションを含む）は、設備投資資金に 27.8 億円、映像事業、クロスメディア事業及びゲーム事業におけるコンテンツの製作・デジタル化投資資金に 50 億円、中国市場における事業展開への戦略的投資資金に 5 億円、残額を借入金返済に充当する予定であります。

なお、上記設備投資資金の内容は以下の通りです。

会社名	所在地	事業の種類 別セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調 達方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
角川映画(株)	東京都 調布市	映像事業	スタジオ設備	2,780	—	本資金調達 による発行 手取金	平成 22 年 1 月	平成 23 年 7 月	ポストプロダ クション設備 の追加

(注) 上記金額には、消費税等は含んでおりません。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

今回の調達資金は、コンテンツの製作及びデジタル化、ならびに中国マーケットの開拓という戦略的な投資に充当することによって、さらなる収益の向上が実現できるとともに、財務体質の強化にも寄与すると考えております。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題と位置付け、株主資本の充実と収益力の向上に努めるとともに、業績見通し、将来の事業展開や投資等を総合的に勘案し、適正な利益配分を安定的に継続していくことを基本方針としております。

(2) 配当決定に当たっての考え方

安定配当の継続を基本に、配当性向 25% を目標とし、業績及び財務体質の改善状況等を総合的に勘案して決定していく方針であります。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保につきましては、財務体質の強化と、企業基盤の一層の強化を目的とした戦略的な投資に充当し、業績のさらなる向上に努めてまいります。

(4) 過去 3 決算期間の配当状況等

	平成 19 年 3 月期	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期
1 株当たり当期純利益 又は当期純損失(連結)	154.13 円	△99.59 円	△203.94 円
1 株当たり年間配当金 (内 1 株当たり中間配当金)	31.00 円 (—円)	31.00 円 (—円)	30.00 円 (—円)
実績配当性向(連結)	20.1%	—%	—%
自己資本当期純利益率(連結)	4.5%	—%	—%
純資産配当率(連結)	1.0%	1.0%	1.1%

(注) 1. 実績配当性向は、当該決算期の 1 株当たり年間配当金を当該決算期末の 1 株当たり当期純利益で除した数値であります。なお、平成 20 年 3 月期及び平成 21 年 3 月期については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。

2. 自己資本当期純利益率は、当該決算期の当期純利益を自己資本(期首自己資本と期末自己資本の平均)で除した数値であります。なお、平成 20 年 3 月期及び平成 21 年 3 月期については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。

3. 純資産配当率は、当該決算期の 1 株当たり年間配当金を 1 株当たり純資産(期首 1 株当たり純資産と期末 1 株当たり純資産の平均)で除した金額であります。

ご注意：この文書は、当社が 2014 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。

### 3. その他

#### (1) 配分先の指定

該当事項はありません。

#### (2) 潜在株式による希薄化情報

転換価額が未定のため、算出しておりません。転換価額及び発行総額の確定後、お知らせいたします。

#### (3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

##### ①エクイティ・ファイナンスの状況

##### ・第三者割当増資

(1) 発行新株式数	普通株式 1,031,000 株
(2) 発行価額	1 株につき金 3,880 円
(3) 発行価額の総額	4,000,280,000 円
(4) 資本組入額	1 株につき金 1,940 円
(5) 資本組入額の総額	2,000,140,000 円
(6) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による
(7) 申込期日	平成 18 年 12 月 12 日
(8) 払込期日	平成 18 年 12 月 12 日
(9) 割当先及び割当株式数	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ 1,031,000 株
(10) その他	当社の事前の書面による承諾のない限り、本払込期日後 1 年間が経過する日又は業務提携契約の全部若しくは一部が終了する日のいずれか早い日まで、本株式を第三者に譲渡、貸与、又は担保に供しない旨の確約を受けております。 なお、割当株式の全部又は一部を、発行日から 2 年以内に譲渡した場合には、直ちに当該内容を報告する旨の確約を受けております。

##### ②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成 19 年 3 月期	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期
始 値	3,820 円	3,870 円	2,420 円	2,045 円
高 値	4,680 円	3,930 円	2,765 円	2,380 円
安 値	3,540 円	2,220 円	1,369 円	1,811 円
終 値	3,850 円	2,410 円	2,090 円	2,340 円
株 価 収 益 率	25.0 倍	—	—	—

(注)1. 平成 22 年 3 月期の株価については、平成 21 年 11 月 30 日現在で表示しております。

2. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期末の 1 株当たり当期純利益(連結)で除した数値であります。なお、平成 20 年 3 月期及び平成 21 年 3 月期については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。また、平成 22 年 3 月期については、未確定のため記載しておりません。

#### (4) ロックアップについて

当社は、当該募集に関する引受契約の締結日から払込期日後 180 日間を経過するまでの期間中、Daiwa Securities SMBC Europe の事前の書面による同意なく、当社普通株式又は当社普通株式に転換可能又は行使可能若しくは交換可能ないかなる証券の発行等(ただし、株式分割、新株予約権の行使、ストックオプションの付与、単元未満株式の買増しによるもの、合併、株式交換又は会社分割に伴う当社普通株式の発行、その他日本法上の要請による場合等を除く。)を行わない旨を合意しております。

以上

ご注意：この文書は、当社が 2014 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。